

介護保険料の減免

65歳以上の介護保険被保険者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一定の条件に該当した場合、介護保険料が免除または減免されます。詳しくは、お問い合わせください。

◆対象者

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病者となった人
- ②世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する人
 - ・事業収入などのいずれかの減少額が前年の3割以上
 - ・減少することが見込まれる事業収入などの所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

| 対象者 | ①の場合 | ②の場合 |
|------|---|---|
| 申請方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・死亡診断(死体検案)書または医師の診断書 | <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・事業収入などの減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響と分かる書類(解雇通知書、休業届など) ・事業の内容が分かる書類 ・昨年の収入が分かる書類 ・令和2年1月から申請月までの収入が分かる書類 |
| 減免対象 | 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の介護保険料 | |
| 減免割合 | 全額 | 前年の合計所得金額により異なる |

【お問い合わせ先】 福祉課 介護保険係 ☎0965-52-5852

その他支援情報

町のほか、熊本県や国による支援も随時発表されています。詳しくは、各ホームページをご確認ください。



氷川町 HP



熊本県 HP



国(内閣官房) HP



2020年7月1日より レジ袋有料化がスタートします。



プラスチックは非常に便利な素材で、あらゆる分野で私たちの生活に貢献していますが、過剰に使用すると、地球環境の悪化に繋がります。

このような状況を踏まえ、7月1日から全国でプラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化がスタートします。これは、普段何気なくもっているレジ袋が本当に必要かを考え、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

レジ袋有料化をきっかけにライフスタイルを見直し、エコバッグを持ち歩くなど、毎日の中でできることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

その他、詳しくは経済産業省のホームページをご確認ください。

【レジ袋有料化に関する問合せ先】 消費者向け ☎0570-080180 事業者向け ☎0570-000930

国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、国民健康保険税の減免が受けられます。詳しくは、お問い合わせください。

◆対象世帯

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病者となった世帯
- ②世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯
 - ・事業収入などのいずれかの減少額が前年の3割以上
 - ・減少することが見込まれる事業収入などの所得以外の前年所得の合計額が400万円以下
 - ・前年の合計所得金額が1,000万円以下

| 対象者 | ①の場合 | ②の場合 |
|------|---|---|
| 申請方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・死亡診断(死体検案)書または医師の診断書 | <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・事業収入などの減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響と分かる書類(解雇通知書、休業届など) ・事業の内容が分かる書類 ・昨年の収入が分かる書類 ・令和2年1月から申請月までの収入が分かる書類 |
| 減免対象 | 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国民健康保険税 | |
| 減免割合 | 全額 | 前年の合計所得金額により異なる |

※会社都合などの退職で、ハローワークから雇用保険受給資格証が発行された「特定受給資格者」または「特定理由離職者」をお持ちの人は、軽減制度の対象となります。

【お問い合わせ先】 町民課 国保年金係 ☎0965-52-5851

国民健康保険および後期高齢者医療の傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染するなど、一定の要件を満たした被保険者に対して、傷病手当金を支給します。詳しくは、お問い合わせください。

◆支給額

直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の2/3に、支給対象の期間を掛けた額(上限あり)

◆対象者

国民健康保険および後期高齢者医療に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため勤務ができない人

◆支給対象期間

勤務ができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務ができない期間まで

◆申請方法

指定様式がありますので事前にお問い合わせください。

- ・直近3か月間の就労日数および療養のために休んだ期間が分かる勤務状況証明書類
- ・医療機関が傷病名や勤務不能と認められた期間などを記載した書類

【お問い合わせ先】 町民課 国保年金係 ☎0965-52-5851